3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　3,800,000
機関紙誌発行　3,800,000
4　支出の内訳
経常経費　187,630
光熱水費　67,630
備品・消耗品費　120,000

日本新進党
報告年月日　26. 4. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

友心政治連盟
報告年月日　27. 7. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○総務省告示第三百九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月六日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成６年解散分
〔その他の政治団体〕
練成塾義榮館
報告年月日　27. 9. 2（ 6.12.20解散）
1　収入総額　12,311
前年繰越額　12,311
2　支出総額　0

平成22年解散分
〔その他の政治団体〕
大日本誠道会
報告年月日　27. 5.26（22. 6.16解散）
1　収入総額　75,789
前年繰越額　75,789
2　支出総額　75,789
3　支出の内訳
経常経費　75,789
光熱水費　30,900
事務所費　44,889

陽水塾
報告年月日　27. 6.26（22. 3.26解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成25年解散分
〔その他の政治団体〕
吉泉ひでお後援会
報告年月日　26.10.22（25. 3.31解散）
1　収入総額　335,476
前年繰越額　335,476
2　支出総額　0

平成26年解散分
〔政党の支部〕
次世代の党参議院比例第三支部
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名　猪木　寛至
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　27. 6. 1（26.12.31解散）
1　収入総額　10,346,455
本年収入額　10,346,455
2　支出総額　9,501,260
3　本年収入の内訳
寄附　346,360
個人分　346,360
本部又は支部から供与された交付金に係る収入　10,000,000
次世代の党　10,000,000
その他の収入　95
一件十万円未満のもの　95
4　支出の内訳
経常経費　8,199,662
人件費　1,402,160
備品・消耗品費　187,216
事務所費　6,610,286
政治活動費　1,301,598
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　100,000
組織活動費　1,100,083
機関紙誌の発行その他の事業費　108,843
宣伝事業費　108,843
調査研究費　92,672
5　寄附の内訳
〔個人分〕
猪木　寛至　346,360　渋谷区

平成26年解散分
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕
飛翔会
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名　奥村　展三
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名　奥村　展三
資金管理団体の届出に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　27. 8. 5（26. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成26年解散分
〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕
ＹＳＫ水素エネルギー研究所
資金管理団体の届出をした者の氏名　池末　美光
資金管理団体の届出に係る公職の種類　小郡市長
報告年月日　27. 7.23（26.12.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成26年解散分
〔その他の政治団体〕
政治結社天道義神塾
報告年月日　27. 7. 2（26.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

創造の会
報告年月日　27. 5.15（26.12.31解散）
1　収入総額　4,074,543
前年繰越額　2,574,543
本年収入額　1,500,000
2　支出総額　4,074,543
3　本年収入の内訳
寄附　1,500,000
個人分　1,500,000
4　支出の内訳
政治活動費　4,074,543
その他の経費　4,074,543
5　寄附の内訳
〔個人分〕
熊代　昭彦　1,500,000　岡山市
6　資産等の内訳
〔借入金〕
熊代　昭彦　15,925,457

日本新進党（設立届出年月日　24. 4. 6）
報告年月日　26. 4. 8（26. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

友心政治連盟
報告年月日　27. 7. 8（26.12.29解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○財務省告示第三百四十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十月五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百六十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。